

## 平成 30 年度第 3 回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会

日 時：平成 30 年 7 月 26 日（木）午後 2 時 00 分から

場 所：国分寺市役所第 1 庁舎 3 階 第 3 委員会室

出席委員：内藤会長・和地委員・高相委員・谷田委員・藤巻委員・日向委員・黒沢委員・森田委員・山本委員・田端委員・新藤委員

事務局：鈴木健康部長・大庭保険年金課長・久保国民健康保険係長・吉澤・大岩

会長 開会前ですけど、西日本で大きな豪雨災害がありまして多くの方が犠牲となり、また今も復帰に向けての活動をされていると思います。また大変暑いなかで、熱中症で亡くなられた方も多いと思うのですけれども、それに携わる救急隊もかなり出動が多いと聞いております。皆様も健康に留意していただきたいと思います。

では本日、第 3 回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会をこれから開催いたします。よろしくお祈りします。それでは事務局、お祈りします。

事務局 本日の出席についてご報告いたします。出席状況報告。欠席は 5 名です。したがって運営協議会規則第 7 条の規定により、委員総数 16 名の 2 分の 1 の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。また、議事録署名委員につきましては、森田委員、和地委員にお願いしたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

会長 では、本日の会議につきまして、配付資料を事務局よりご説明をお願いします。

事務局 配付資料の確認をさせていただきます。先日郵送で送らせていただきました資料をごらんいただきたいのですが、きょう、お持ちでない方はいらっしゃいますか。それでは資料をごらんください。1 枚目は本日の次第になっておりまして、2 枚目が資料 1 として「多摩 26 市現行保険料率と標準保険料率の差」、資料 2 としまして「標準保険料率までそれぞれの期間で、3 年に 1 度の改定した場合の 1 回の改定当たりの影響額」、3 枚目、資料 3 として「赤字解消までに赤字と定義される一般会計からの繰入額累計」となっております。次に本日机の上に配付させていただきました、平成 30 年度第 1 回と第 2 回の国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会の議事録になります。全てございますでしょうか。

ありがとうございました。

会長 傍聴者の方がいらっしゃるのをお願いいたします。当協議会は市長から委嘱され開催している協議会でございますので、進行のご協力をお願いいたします。

それでは事務局、資料の 1 から 3 まで説明をお願いいたします。

事務局 では、ご説明いたします。前回協議会で各市の改定額と比較ができる資料をというご請求がございました。ある世帯では国分寺市では幾らとか、例えば立川市では同じ世帯は幾らという保険税の改定による影響額を比較するような資料についてですけれども、事務局で検討いたしましたけれども、そういった資料は作成が難しいだろうという結論に達しました。

この点について資料に基づいてご説明申し上げます。まず最初にA3の資料「多摩26市現行保険料率と標準保険料率の差」をお願いいたします。表は上から3つ並んでおります。左一番上「現行(A)」と書いていまして、中段「標準(B)」, 下段が「差(B-A)」となっております。上段「現行(A)」というのが実際に平成30年度の各市の現行保険料率と、右側に前回までお示ししているモデルケースごとの保険税の額。1桁, 2桁の数字は順位です。その中の何番目という形になっています。

中段「標準(B)」は東京都が各市に示している各市ごとの標準保険料率。下段の「差(B-A)」がそれぞれの現行の保険料率と標準保険料率との差となっております。

こちらの表の中段Bの右側, モデルケース2をごらんいただきたいと思います。国分寺市では63万2,600円。その次の八王子市は65万9,800円となっております。この標準保険料率を比較した場合, 国分寺市のほうが2万7,200円安いという形になります。しかしながら下段の差の部分, 国分寺市は20万9,800円。八王子市では16万1,700円。国分寺市のほうが4万8,100円高いという形になります。最終的な標準保険料率と比較した場合, 国分寺市のほうが安いにもかかわらず, 改定額同士を比較した場合は国分寺市のほうが高いという形になってきます。上段の現行の保険料率自体に差があるのでこういったことが生まれるわけなのですけれども, そもそもこのスタートラインとも言うべき上段の現行の保険料率が違いますし, またゴールとも言うべき中段の標準保険料率は各市まちまちです。ですのでこの改定額同士をすり合わせてもあまり意味のある比較にはならないのではないかと考えています。

またこの差を解消していくについても, 6年で解消を目指している市もあれば20年までかけて改定を目指している市もあります。またその改定のペースについても当市は3年で1回という提案をしておりますけれども, 毎年税改定をすところ, 2年に1回税改定をすところとありますので, その改定額同士の比較というのは難しいだろうと考えております。

続きまして, おめくりいただいて資料2です。こちらは26市が現行保険料率から標準保険料率まで移行した場合のモデルケースごとの影響額を記載したものです。3年に1回の改定とし, 6年で移行した場合から20年で移行した場合までの1回当たりの影響額を比較したものとなっております。3年に一度の改定を念頭に置いて資料を作成しておりますので, 6年の場合には実際には4年目, 15年の場合は実際は13年目, 20年は19年目で解消となっております。こちらにつきましても先ほどご説明いたしましたとおり, この資料をもって他市との比較をしてもあまり意味をなさないだろうと考えております。参考までにごらんいただければと思います。

続きまして資料3「赤字解消までに赤字と定義される一般会計からの繰入額累計」です。こちら前回こういった資料をつくれなかったということがありましたので作成いたしました。こちらそれぞれ3年に一度の税改定を念頭にしております。一番上, 20年で解消とした場合, 3年に一度の改定ですと19年目, 平成49年度に解消となります。赤字の繰り

入れは累計額で 86 億 7,965 万円。次の 15 年の場合、13 年目の平成 43 年度に赤字解消。繰り入れの総額は 60 億 7,575 万 5,000 円。次の 10 年の場合は、10 年目で解消となります。平成 40 年で解消、47 億 7,380 万 8,000 円。6 年の場合は 4 年目で解消となり、21 億 6,991 万 3,000 円となります。こちらはそれぞれ平成 30 年度当初予算ベースで試算した累計額となります。こちらも参考までにごらんいただければと思います。

配付いたしました資料についてのご説明は以上となります。

また前回の協議会の中で、税改定ではなく今後の医療費の伸びを見ないのかといったご意見がありました。我々といたしましては前回ご説明申し上げましたとおり、3 年に一度その時々直近に示された標準保険料率を参考に、今後 20 年程度の時間をかけて標準保険料率まで引き上げていくこととしてはどうかと考えております。20 年先の医療費の推計につきましては東京都も試算を出しておりません。厚生労働省が 2040 年度の推計を出しておりますけれども、こちらは全国規模のもので国分寺市に直接適用していいものか疑問が残るものとなっております。20 年後の国分寺市の医療費の推計や人口動態、所得の動向などの予測は非常に困難でありますし、また 20 年という長い期間をかけて税改定を考えた場合、途中で制度の改正もあり得るのではないかと考えております。さらに現在医療費適正化事業の取り組みを進めておりますけれども、20 年後にこの事業の成果がどれくらいあるかというの見込むことは非常に困難です。

これらのさまざまな要因を分析し見込むのは非常に困難ですので、我々といたしましては先ほど申し上げましたとおり、市民生活に与える影響を考慮して 20 年程度の時間をかけて 3 年に一度の見直しをして、平成 49 年度をめどにそのときの標準保険料率となるように徐々に近づけていくこととしたいと考えております。

標準保険料率は毎年都から示されますので、3 年後には 3 年後の標準保険料率をもとに平成 49 年度までに赤字解消できるような税改定、その 3 年後にはまたそのときに示される標準保険料率をもとに、といった形で 20 年かけて平成 49 年度をめどに赤字解消していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

会長 ただいま事務局が資料 1、資料 2、資料 3 に関する説明をされましたけれども、これに関して何かご質問はありますか。

藤巻委員 改定は 20 年度だと 7 回の改定ということに資料 2 ではなっているのですが、資料 3 では改定の回数は 6 回。失礼いたしました。7 回になっていますね。

会長 よろしいですか。

山本委員 これは何年でというような表が出ていまして、これは赤字解消に対するスキームだと思いますが、保険料がその分上がっていくわけですね。ですから一応ここで今説明されたように赤字の累計額は長期にわたればふえるのですが、個人が負担する保険料から考えると 20 年で 3 年見直しというのに私は賛成でございます。

会長 ほかにご意見はございますか。ご質問等。短い年度で解消すればそれはいいわけで

すけれども、そうしたら逆に個人負担が。

山本委員 そうですね。そっちのほうが、市民が納税するほうが大変ですよ。

会長 ほかにございますか。

新藤委員 私は前回発言をさせていただいて、結局足りないお金というか保険財政の健全化で上げていかなければいけないというのは共通認識でというか、決まってしまう前提条件でということでしたけど、3年に1回見直していくという話がありましたけれども、そのときにどれだけ上がってしまうかが、広く皆さんに受け入れていただける金額というのが大体どのくらいなのかという落としどころの問題だと話をさせていただきました。きょうの資料で言うと資料2の他市が出ていますけれども、他市は無視して国分寺市だけ6年、10年、15年、20年の4モデルの中で。前にも話しましたがけれどもこの保険者のモデルが1、2、3とありますけれども、一般的には中級的な世帯というのはパターンでいうとモデル2ということでしたけれども、モデル2の人がどれだけの影響を受けるかというのを見ていると、例えばなるべく早くというので6年で解消すると、3年に1回モデル2にあたる階層の人が健康保険に比べて、10万5,000円上がってしまうとそれが。1回上がったのが3年続いて、次の4年目のときにもう1回、10万5,000円上がってしまう。そういう話になってしまうので、これから先のいろいろなほかの社会保険料だとか公租とか税金関係とかを考えていくと、普通は健康保険だけでこんなに上がるなんていうのはなかなか受け入れられないのではないかと思います。

財政的には結局今現在も国民健康保険財政だけで成り立たない部分は一般会計からの繰り入れを利用して補填していて、それを含めても国分寺財政はここ数年の予算とかを見ていると何とかうまく回しているという感じなので、お話のように、なるべく上げ幅が少なくてじっくり時間をかけて解消を目指していったほうがいいかと私も思うのです。そのモデル2タイプの人も許容できるというは、でもやはり20年モデルかなど。それだけでも3年に1回は3万円上がってしまうわけですから。そう考えたらそのくらいが落としどころではないかと思えます。

山本委員 今新藤さんがお話したことにつけ加えたいのですけれども、例えば市としてはどう努力をしてほかから収益を上げていくか。ここを考えてもらいたいと思うのです。例えば国とか都から何かインセンティブ的なものがもらえるようだったらそれを必ず獲得していくということによりますと赤字部分の金額も少し軽減されますし、個人負担額も軽減されるということなので、市の国や都に対する役割も認識していただければと思います。

事務局 今、山本委員からご説明いただいたように、歳入と歳出、お金が入ってくるほうと出てくるほうというのが市の予算の中にはございます。まず出て行くほう、歳出でご説明しますと、平成26年度から医療費適正化事業を行っております。過去の資料でもお出ししておりますけれども、平成30年度から東京都も都道府県化ということで保険者になるということで、国が保険者努力支援制度を設けまして都が各市に下ろしています。その項目が約30項目あるのですけれども、簡単に申し上げると国民健康保険税の収納率を上げると

か医療費適正化を努力するというので、その部分については点数加算されます。今現在それが何件でいくらになるということは30項目もあってご説明できないですし、来年度以降はまたそれも変わってくる可能性もありますけれども、当然お金を抑える意味ではそういうものに努力していかなければいけないと考えております。

歳入はお金が入ってくるほうですけれども、それを努力することによって国、都からの保険者努力支援制度に対しての交付金が振り込まれるということですので、当然事務局としてはきっちりやっつけていかなければいけないと考えております。

会長 以上、事務局からの説明ですけれども、ほかにどなたかいらっしゃいますか。

いろいろと難しいところがございますけれども、ご質問がありましたらお願いします。

黒沢委員 例えば20項目くらいの交付金の難しいことですが、結構大変なのですか。内容が、簡単に保険者とか医療機関が協力すればできることなのか。そういう項目があるのかどうか。

事務局 先ほどご説明した医療適正化事業というのがございまして、その中にはいろいろなものがございまして。例えば糖尿病性腎症重症化予防事業をやっているとかジェネリックをやっているとか、そういうものがありますので、その項目自体については過去の資料でもお出ししている部分でもございますけれども、それをやっていくということが東京都を始め全市区町村に対して行ってくださいという部分とされております。それをやることによって保険者努力支援制度のプラス分のお金が入ってくるという形でございます。

会長 黒沢委員、よろしいですか。

黒沢委員 はい。

会長 やはりそれが努力した結果を認めていただいて。

黒沢委員 結構ジェネリックの場合ですと沖縄がものすごく高いのですよね。徳島とかの最低ラインですかね。東京は多分真ん中より下ではないか。市のアピール度も最初からやっつけていくとだんだん慢性的になって、患者さんの意識は大分向上しているのですけれども、もうちょっと強力な宣伝があってもいいような気がします。今、薬剤師会の関係で残薬のことをやっているのですけれども、なかなか理解していただけないので、やはり薬剤師会も市と協力したり医師会と協力してやっつけていかなければいけないと思っています。

事務局 今、残薬の関係については本当に薬剤師の皆さんにはご協力いただいて、ありがとうございます。先ほどご説明しました保険者努力支援制度については全てそういうものもひっくるめてやっつけていくことになります。ですから先ほど委員からご紹介がありましたように、市だけで当然努力する部分ではなくて、医師会や関係団体の方とかにご協力いただきながら、そういうものを進めていくとこちらでは考えてございます。

森田委員 保険税、保険料を引き上げなければいけないというのは、結局医療費がどんどん膨らんできているということが一番の要因だと思うのですけれども、それを抑えるための健康増進あるいは予防事業、そういうものに力を入れてやっつけていくということはいいことだと思うのですけれども、結局それだけ糖尿病性腎症重症化予防にしてもそれだけやる

から補助金が出るのであって、そうではなくて国、都からプラスアルファというような財源として補助金が出るということではないと思うのですけれどもね。

要はやはり医療費を抑制していくというのが一番大事だと思うので、やはり健康増進をしていく活動、あるいは平均年齢がどんどん上がってきている中で多少の負担はやむを得ないという啓蒙、そういう意識というのでしょうか。そうでなければ全員健康になりましょうというような広報、PRをどれくらいやっているのか。保険税の引き上げについての広報も含めて。

事務局 まず健康事業の関係で申し上げますと、健康推進課というところがあります。そちらについては人間ドックであったり特定保健指導を受けてくださいということをやっております。これは現時点でも行っております。そちらについては今お話いただいたように、少し前は何かあればお医者さんに行けばいいという考えの方が多かった部分もあるのですけれども、今現在は、今おっしゃられたように予防という部分がかなり視点的にも多くなってきています。そのためには当然健康推進課でやっている部分をさらに拡大するとともに、今ご説明いただいたように、そのために保険税が上がる部分については今回、次回とご審議いただいて、一応今年中には議案としてまとめて議会に出すつもりでいます。

国民健康保険税の賦課というのが毎年7月、今月皆さんのところに行っているかもしれないのですけれども、そうすると例えば12月の議会に諮って承認を得られた場合、1月から6月まで広報できる期間がございますので、やり方については市にお任せいただいて、当然市報、ホームページ等をはじめとして市民の方の理解を得たいと考えてございます。森田委員 先ほどもおっしゃっていましたが、健康保険だけでなく介護保険だって保険料が上がってしまうわけではないですか。だから大変な負担になってくると思うのです。そういうのを出す以上は理解をしてもらうということがやはり原則なのではないかと思いました。

藤巻委員 教えていただきたいのですけれども、この資料3の「累積」、「解消」と書いてあるのは単年度の赤字が解消ということですよ。その年度、年度の。累積赤字は20年間でやればさっき86億7,965万円でしたか。というのは残っているわけですね。これはどういうふうにかえるのか。6年間で消費すると21億6,900万円と言いましたよね。だけど20年間でやると86億円。この差が出るけれども、市の考え方としては、もちろん払うほうにとってはゆっくりにほうがあれですし、ここに「解消」とあるからいかにも全部なくなるような感じだけれども、これは単年度の赤字が解消するということであって累積赤字が解消するわけではないわけですよ。

事務局 各年度の、資料の平成30年度でいくと8億6,796万5,000円になっています。翌年平成31年度を見ていただくと赤字額が7億4,397万円。改定額が1億2,399万5,000円となっています。これは平成30年度から31年度にかけて税率を改定した結果、大体1億2,400万円税収がふえて、結果赤字額が7億4,300万円に減りますよという資料になっています。

藤巻委員 毎年毎年使うけれどもそれに満たないわけですよね。保険料は。

事務局 満たないです。

藤巻委員 繰り上げるのだけれども、今累積赤字も解消する額になっているわけですか。

事務局 累積という言葉の定義があれなのですけれども、今現在平成 28 年度の決算から国民健康保険会計において、いわゆる歳入・歳出の差という意味での赤字はありません。ここで指し示している赤字額というのは、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れている額のうち赤字と見なされている、定義されているものがこの 8 億 6,796 万 5,000 円という形になっています。

これをいかに税率を改定して削っていくか。最終的にゼロに持っていくかというのが、今、国が示している方針なのです。平成 31 年度の改定で 1 億 2,400 万円。これは改定額を全部同じにしてあるので大体 1 億 2,400 万円ずつ改定していったら、平成 49 年度に解消、最終的にゼロになることになるのですけれども、それまで平成 30 年度の 8 億 6,796 万 5,000 円を平成 31 年から 33 年の 7 億 4,397 万円。こういったものを全部足して上げていった結果、大体 87 億円くらい。

藤巻委員 ということですよね。だからこれは累積ですよね。単年度でこれだけの赤字が出ているわけですよね。

事務局 単年度ですと 8 億円ほどです。

藤巻委員 平成 30 年度は。平成 31 年度は税率を変えて 7 億 4,000 万円という形になっている。ですけれども、毎年毎年その赤字は出ているわけですよね。だから結局最後の平成 49 年度になったときもこの累積赤字というのは解消されてはいないわけですよね。単年度のそれが追いつくという形であって。

事務局 結果的に、この表の中でいくと平成 49 年度においては一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる、赤字と見なされる繰入金は全くなくなります。

藤巻委員 それは単年度であってそれまでの赤字はどのようになるのですか。80 何億円という形で 86 億 7,9000 万円。

事務局 一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れた金額というのは、翌年に累積して赤字となるわけではないのです。あくまでも予算決算は単年度です。

藤巻委員 そうしたらこの赤字の累積額というのは意味がよくわからないのですけれども。これは今まで単年度でそれぞれ一般会計から振り込んだ分ですよね。だから本来は赤字というのはそれだけ国民健康保険特別会計に一般会計から送り込んでいるわけですよね。だから 20 年間の間に 86 億 7,9000 万円送り込んだということですよね。それはチャラでいいということ。

事務局 この資料としては累積赤字というよりこの改定のペースによって一体いくら一般会計から国民健康保険特別会計に。

藤巻委員 それは単年度単年度ですよね。単年度でそういうことですよね。だけれども前年度幾ら送り込んだということはもう忘れろということですか。

事務局 そういうことです。

藤巻委員 そうしたら累積赤字なんて書く必要はないのではないか。

事務局 累積というか通算で幾ら入れることになるかというものの資料となります。

藤巻委員 そうなのですけれども、それに対して返すとかそういうあれはないわけですよね。

事務局 そうです。

藤巻委員 それは意味がよくわかりません。

谷田委員 多分これは私が聞いた話だと思うのですが、ただ一般会計からお金を出す、それは一般会計としてはほかのものにも使える。お金に形はないですから。逆に言うと、こちらに出せば出すほどほかの一般会計で使える予算規模は減ってってしまうのですね。だからもらう側としてはもうもらった以上は知らないよと言えるかもしれませんが、一般会計の予算から考えれば出すのはなるべく少なくしていったほうがいいという形だと思うのです。

今年の一般会計予算、確か450億円くらいだと思いますから、20年間で86億ということは4億以上毎年出している。一般会計の1%といたらこれは普通でいったら結構な金額とみなせるので、それを出して痛くもかゆくもないのであったら問題ないですけれども、やはりいろいろなところでお金を削っているの、どこら辺がいいのかというので、このトータルの金額はどれくらいになるのですかと私が確認したのです。

会長 いいですか。

藤巻委員 累積というのが。

谷田委員 どれくらい一般会計から持ち出すかということです。

会長 何もしなければ毎年こうですよ。

事務局 資料のつくりがわかりにくくて申しわけございません。

藤巻委員 いいえ、解釈の仕方がわからなかったの、申しわけないです。

会長 1年目はこうですけれども、2年目からだんだん負担が減っていく。何もしなければ今後も増えていく。

藤巻委員 本来は、国保は国保で独立してという採算でやる形ですよ。社保は社保であるわけだから。前にもお話ししたように社保の方もやはり税金を払って国保に参加しているということは矛盾する感じがあるかということ。本来は全部それで採算するのだと思うのですけれどもね。

事務局 今、藤巻先生がおっしゃられたとおりです。要は、国民健康保険は法律的に特別会計をつくらなければいけないことになっているので、市の中に特別会計、市の財政の一般会計とは別に特別会計というのをつくっております。基本的に今までもそうですし今後もそうですけれども、国からお金が下りてくる。その公費以外の部分については保険料で賄いなさいというのが法律で規定されています。その部分が賄えない。今現在も今後もそうですけれども、賄えない部分があるので一般会計から繰り入れをしていきたい。

今おっしゃっていただいたように、それが幾らになるのだというのがこの資料になります。ですから健全な経営でいけば毎年毎年ゼロになって一般会計からの繰り入れがないのが一番いいのですけれども、その辺については先ほどご説明した歳出の部分で医療費適正化を行っていく。ただ前段でご説明したように、医療費適正化の効果がどれくらい出るのかがまだわからないということがあります。

一番お願いしたのは保険税ということですので、過去5年間国分寺市については見直しを行っておりませんが、平成30年度から都道府県化になったということもございまして、国・都から保険料については適正な価格を設定してくださいという話もございまして、今回こういうご審議をしていただいているということでございます。

会長 ほかにございますか。

日向委員 6年、10年、15年、20年ですけれども、20年たっても3年ごとにおおよそ3万円ずつ保険税が上がっていくわけですよ。3回くらい変えて9万円くらい毎年払う額がふえていくわけですよ。むしろ25年とかはないのですか。

どこかで例えば最初の3万円くらい上がるくらいだったら、皆さんは大丈夫かもしれないけれども回数が7回ありますよね。7回も重ねるとそのうちもう無理という方が登場してこないですかね。先の話なので不確定要素が多いから、ここで言っても仕方がないのかもしれないかもしれませんが、これは20年で終わりというのは何か理由があるのでしょうか。

事務局 別に20年で終わりというもののルールはないです。ないですが前回でしたか、お配りした資料で各市の動向をお聞きしている部分がございます、その中でも決めていない市がかなりあったのですけれども、最長がその中でも20年というところがありまして、最終的にはそういうふうにしたいということでご提案させていただいているものでございます。

会長 26市の中で改定をしたのは21市、していないのが5市。だから圧倒的に見直ししているということです。

事務局 追加です。先ほど係長もご説明申し上げましたけれども、都道府県化は平成30年度に始まったばかりです。20年後は制度も変わっている可能性もあります。先ほど係長のほうでご説明したように、標準保険料率というのは毎年毎年見直しがされます。その部分も考えますと、短い期間で被保険者にかなり負担をかけて上げるよりは、長い期間をかけて上げていく。その間に制度改正があればそれに準じなければならないということもございますので、長くさせていただいているということでございます。

以上でございます。

会長 課長が今説明しましたように、多少そういうのを含むのではないかと思います。

皆さん、どうですか。資料1、2、3の中でご質問がございましたらお願いします。なければよろしいですか。

そろそろ定刻ですね。皆さん、ご意見をいただきましたけれども、被保険者の負担を考えましておおむね20年という標準保険料率に近づけていって、3年に一度の保険税率見直

しという方向性でよろしいでしょうか。よろしいですね。どうもありがとうございます。そういうことでさせていただきます。

今後は答申書の作成に向け、次回は答申案を出させていただきます。

続きまして市独自の軽減で多子世帯の子どもが前回議論されましたけれども、事務局からのご報告をお願いします。

事務局 事務局からご説明いたします。前回多子世帯軽減、要するにお子さんが多い家庭についての軽減というお話が出ました。口頭でご説明申し上げたのですがけれども、先に口頭で説明させていただきます。調査した結果、26市のうち3市が多子世帯軽減を行っております。しかしながらその3市の中で対象になる子どもが第2子だったり第3子だったりバラバラなのです。また世帯の所得制限を設けている自治体などもあります。そういうふうにしてもよくわからないかと思っておりますので、追加資料をお配りしますのでお待ちください。

お手元にいったと思っておりますのでご説明させていただきます。多子世帯軽減をやっているのが3市あります。昭島市が18歳以下、第2子から。対象の内容が第2子の均等割の2分の1、第3子以降、均等割9割それぞれ軽減。補足として法定軽減につきましては、前々回にご説明させていただいております法定軽減7割、5割、2割軽減に該当する世帯は法定軽減を優先する。その軽減額が多子軽減より少ない場合は差額を減額。所得制限はなしになっています。

東大和市は実施するというので、18歳、第3子からです。減免内容が第3子以降の均等割を無料化ということになっています。

清瀬市、実施する。18歳未満、第2子からということで、第2子以降の均等割は5割軽減ということです。清瀬市については5年間の時限措置ということで平成30年度よりという形になっておりまして、清瀬市については世帯所得300万円という所得制限がございます。

今資料に基づきご説明したように、各市バラバラなのです。一律的なものがないのです。東京都に確認しました。東京都も保険者ということで、東京都に確認させていただいたところ、東京都としては各知事会、全国知事会を通じて、子育ての観点から子どもにかかわる国民健康保険の均等割保険税軽減制度を制度として厚生労働省に対して都としての独自要望をしている状況があるということです。

もう一度繰り返しますと、都の独自要望としてそういうことを上げているのですけれども、全国の知事会で満場一致で賛成を受けているものを厚生労働省に出しているということになります。

これもやるためにシステム改修が必要となり概算とかをとりました。当然保険税の改定ですから国民健康保険税のシステムを改修しなければなりません。見積額で650万円のシステム改修費が必要になります。第3子以降とした場合、国分寺市の対象世帯119世帯です。今回納税通知書を送ったのが1万7,164件なので0.69%になります。そうなりますと

かなり対象が絞られてくる形になりまして、費用もかかることもあります。その辺の経過から、こちらとしては情報提供させていただいて議論をいただきたいと考えてございます。

以上でございます。

会長 今の資料4を参考にしまして、多子世帯軽減について事務局からございました。これに関して皆さん、ご質問はございますか。

資料4の提供がありましたように、各市バラバラですけれども、共通なのは18歳以下ということ。いかがですか。これに関してご質問はございますか。

新藤委員 質問というか意見というか感想というか。この質問が出たのは子どもたちに対する軽減の策はありますかとかどうなのですかという質問があったかということで、調べていただいたということでしょうけれども、今の課長の報告でこういう制度を実際にやっているところが3市であったということですが、それぞれ少しずつ違って、そもそも例えば国分寺市がそれをやろうとすると、その制度に対応するためのシステム、対応力をつける費用が上回ってしまうという話なので、それはなかなか。

我々はそもそも健康保険財政の健全化というか、それをテーマにやっているところにむしろお金がかかってしまう話を提案というか、そういうことはなかなかしにくいということがあるので、個人的な感想としては先ほどの課長の話の中に、実は都でそういう制度を、全国の知事の集まりの要請運動として厚労省に要請しているということなので、その成り行きを見守るという感じではないでしょうか。そういうのは国からちゃんと下ろしてきてくれたら、自動というわけではないですけれども国分寺市で自然にやるようになるわけでしょうから、それを待つということでもいいのではないのでしょうか。と個人的には感じます。

会長 ほかにご意見はございますか。

山本委員 1つ質問していいですか。多子世帯減免の件ですけれども、3市は平成30年度から実施する形になっていますよね。今課長から背景を聞いていますと、全国知事会で答申して出しているものよりも先行して具体的にやるということは、各市バラバラでいいということなのですか。特に縛りはないと。

もう1点、多子世帯のことはわかったのですけれども、例えば高齢者とか障害者、そういう部分というのはどういうふうに考えているのか、その辺を教えていただければ。

事務局 まず1点目なのですけれども、軽減とか減免については独自でやっても構わないことになっていますので、今回26市中3市がやっている形になっています。

ただ2点目の山本委員のご指摘のように、高齢者であったり障害者であったりというのは、何も軽減がないのが現在の国民健康保険の税制状態になっているということでございます。

会長 また少子化で、今せつかく行政でこういうふうに取り入れているところもあるのでしようけれども、対策で。

新藤委員 今の課長の報告を聞いてまた混乱してしまったので再確認なのですけれども、前回2回目の資料1で配られている、きょうも言葉で出ましたけれども、7、5、2割軽

減という言葉があるではないですか、それは何でしたか。

事務局 低所得者対策です。

新藤委員 低所得者にはそれがある。

事務局 もちろんです。これは法律で決まっているものですのでそういうものがありますけれども、多子世帯軽減というのは法律に決まっていなくて、各市が独自で軽減を対象とできるという部分で、3市がやっているということでございます。

山本委員 推理小説みたいなもので、システム修繕費が650万円かかるという話がありました。それと多子世帯の対象が119世帯、0.69%ですか。国分寺市としてはどういうふうに考えているのですか。

確かに金額は650万円かかる。対象は少ない。それでも実行しようというお考えなのか、その辺が見えないのですけれども。

事務局 先ほど後段でご説明したように、そういう観点から今3市がやられているという事実を把握したので東京都に確認したところ、先ほどご説明したように全国知事会を通じて厚労省に提案している最中であるということです。ですから例えば、仮にですけれども、来年からそれが全国知事会で承認されて、制度として子どもの軽減をやるといった場合については、さらにシステム改修費がかかります。今ご説明した650万円をかけて0.69%の人の軽減をやるのか、少し待って国や都の動向を見ながら、そこで例えば改修費が1,000万円だったとしてもそれは1,000円で済むのですけれども、今ここでかけてしまうと650万円プラス0.69%の人だけ。それは市の独自軽減という形になります。ですからその辺は、こちらとしては国や都の動向を注視したいと考えているところでございます。

山本委員 わかりました。注視することに賛成です。

事務局 ありがとうございます。

会長 それではご意見がいろいろありましたけれどもよろしいですか。この辺で多子世帯軽減については東京都、国、要望していることを踏まえて、国と都の動向を注視したいということでよろしいですか。見守っていきたいと。早急にではなくて。よろしいですね。

事務局 わかりました。ありがとうございました。

会長 きょうの進行ですけれども、2つございましたけれどもよろしいですか。

事務局 次回第4回目の協議会の日程ですけれども、8月23日木曜日を予定しております。場所ですけれども、今の段階では隣のいつもの第1・第2委員会室を予定しております。現時点でご都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

会長 次回は8月23日木曜日を予定して。ご都合の悪い方はいらっしゃいますか。

事務局 時間は同じ14時からを予定しております。

会長 時間は変わらず14時から。木曜日が大体予定になっていますよね。

事務局 それでは後日開催通知等はまた郵便で送らせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 追加です。8月はそういうことですが、9月につきましては議会があるの

で9月は飛ばさせていただいて、10月また木曜日と考えてございます。8月23日、次回までに10月の木曜日でご都合が悪い日があったらお知らせいただけるようお願いしたいと思えます。

以上でございます。

会長 それでは暑いので頭がボーッとする前に資料だけはちゃんと。他市のことも入っていますので気をつけてお持ち帰りください。

よろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

--- 了 ---

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

内藤 寿雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

和地 誠一

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

森田 直樹